

## 事務事業計画書兼評価表(A表)

### 1 事務事業に関する基本情報

				平成	28	年度	
事業番号	198		事業名	保育所運営費			
担当課	町民課		担当係	子育て支援係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	2	やすらぎといきがいのあるまちづくり	連絡先	0858-76-0212		
	施策体系	4	子育て支援の充実	事業区分	□新規 ■継続		
	主な事業	保育所運営			事業実施主体	■八頭町 □その他	
予算区分	款	3	民生費	計画期間		開始	—
	項	2	児童福祉費			終了	—
	目	4	保育所費				
	事業	198	保育所運営費				

### 2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載 町内保育所に通う児童		
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載 児童の福祉を保障し、心身ともに健やかに育成すること		
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載 家庭状況に応じた保育の提供		
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載 特別保育のための保育士(臨時保育士)の加配と、より良い保育が提供できるよう、保育専門員を配置し、保育士の巡回指導により保育士のスキルアップを目指す。		
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載 保育に欠けるなど保育所入所条件が整った児童を保育所へ入所させ、待機児童を出さない。病後児保育、一時保育など保護者のニーズに沿った特別保育の充実を図る。		
根拠法令等	1	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし	法令等名→ 児童福祉法、各特別保育実施要綱、子ども・子育て支援事業計画

### 3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし
	A	人	事業に必要な保育士加配人数
	B	回	巡回指導回数
	C		
	D		
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし
	A	%	加配配置率
	B	回	巡回指導回数
	C	人・日	一時保育利用児童数
	D	人・日	病後時保育利用児童数

### 4 コスト

区分		単位	25年度	26年度	27年度		28年度		29年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	人	39	40	45	38	50	37	57
	B	回	-	-	-	-	16	16	24
	C								
	D								
成果指標	A	%	81.3%	81.6%	100.0%	84.4%	100%	86	100%
	B	回	-	-	-	-	16	16	24
	C	人・日	524	328	400	786	400	706	400
	D	人・日	75	86	100	142	100	107	100
トータルコスト		千円	818,691	820,812	754,486	686,631	775,530	760,064	764,402
担当職員数		人	72.0	70.0	63.0	63.0	60.0	61.0	56.0
職員人件費		千円	576,000	560,000	504,000	504,000	480,000	488,000	448,000
事業費		千円	242,691	260,812	250,486	182,631	295,530	272,064	316,402
事業費 財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円	1,996	1,473	1,473	1,473	3,619	4,355	3,508
	県支出金(交付金・補助金)	千円	6,741	9,821	9,493	1,833	13,109	13,232	11,703
	地方債(借入金)	千円							0
	事業収入(使用料・参加費等)	千円	13,727	15,736	12,324	12,924	10,756	12,161	10,684
一般財源(単町費)		千円	220,227	233,782	227,196	166,401	268,046	242,316	290,507

## 事務事業計画書兼評価表(B表)

### 5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 28 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に) 保護者の就労等により保育を必要とする児童に対し、保護者に代わって保育を実施するとともに、家庭状況に応じた延長保育や土曜午後保育の実施、発達状況に応じた障がい児保育の実施など特別保育事業を提供し、児童、保護者のニーズに沿った保育事業を実施した。 成果(具体的に) 保育所持機児童の防止に努め、入所優先度数などに配慮し、保護者から必要性の聞き取りを行うなど適切な保育実施を図るとともに、保育専門員を配置して巡回指導を行うなど、保育士の資質向上に努めた。
----------------	--

### 6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
<b>必要性</b> (町民ニーズ)	13	20	①必要性が高い	児童福祉法第24条第1項に規定されている保育所における保育に関し、市町村が保育の実施義務を担うことになっており、必要性は高いと言える。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
<b>妥当性</b> (町が行わなければならないか)	13	20	①町が行わないといけない	児童福祉法第24条第2項において、市町村は保育所以外の保育(認定こども園など)についても必要な保育を確保するための措置を講じなければならない、すべての保育について市町村が利用調整を行うこととなっていることから、町が実施することが妥当と言える。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
<b>効率性</b> (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	保育所統廃合による運営コスト削減を図っている。なお、低年齢児入所率の増加と保育士の有効求人倍率の増加等の影響もあり、保護者・住民ニーズ等に対応していくためにも保育士の処遇改善等の人材確保対策が必須である。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
<b>緊急性</b> (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	現在、町内に私立保育所等民間の保育実施施設が無く、保護者の就労保障や次世代育成の観点からも緊急性、継続性が高いと言える。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
<b>成果</b> (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	保育専門員を設置するなどして保育士の資質向上、保小連絡会等小学校との連携強化など、児童の育ちを保障するための保育の実施に努めている。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	65	児童福祉法の理念等からも保育実施は欠くことが出来きない施策であり、今後も社会情勢や地域の実情、人口動態などを考慮しながら、確実に推進していく必要があるため。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	2	
	4、見直しの上縮小する	40～49点		
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	児童が心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することは、社会全体としての発展を図るために非常に重要な取組である。特に、人口減少が著しく進行している本町においては、共働き世帯の増加や核家族化の進行等による3歳未満児の入所希望の増加、病後児保育や一時保育等の特別保育に対する需要の高まりなど子育て世代の行政ニーズに対応し、保育の充実を図ることは重要な施策となっている。施設面においては、これまで保育所適正配置計画に基づいて新施設の建設や現有施設の増改築、改修等を行い、多様な保育ニーズに対応できる環境の整備を図ってきた。ソフト面では保育士加配等による保育体制の充実や保育料軽減(第2子以降無償化)による経済的負担の軽減等の取組も行っているところである。また、平成27年度からは、保育に関する助言・指導等を行う保育専門員(1名)を配置し、適切な保育環境・体制の確保や保育士の資質向上等に努めており、中長期的な視点でその効果を期待したい。課題として保育士の確保が挙げられているが、財政的課題をクリアする必要もあるため、国の財政措置等その動向を十分に見極め、適切かつ必要な措置を講じるよう検討を行って行く必要があると考える。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

### 7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 女性就業率の向上など、低年齢児入所率の増加や特別保育事業の充実に対するニーズの高まりがあるなか、適正な保育を実施する上で保育士の確保が課題となっており、また、次世代育成を図るために保育資質の向上は欠かせないものである。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか 保育士の処遇改善が国策として推進されるなかにあつて、県内の情勢等を考慮しながら、臨時保育士賃金や労働条件等を適宜見直していくことが必要と考える。また、多様な保育ニーズに対応するためには、保育所統廃合と併せて、保育実施体制についての十分な検討を行っていく。